

新	旧
<p>(長屋の構造等)</p> <p>第23条 3階を長屋の用途に供する建築物は、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物で、準防火地域の区域内にあるものにあつては次に掲げる基準に、防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものとし、4階以上の階を長屋の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。ただし、<u>階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの（法第27条第1項第1号に規定する政令で定める技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）又は重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物で、準耐火建築物であるもの若しくは政令第136条の2の技術的基準に適合するものについては、この限りでない。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(主階が避難階以外の階にある興行場等)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物 <u>(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。)</u> は、耐火</p>	<p>(長屋の構造等)</p> <p>第23条 3階を長屋の用途に供する建築物は、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物で、準防火地域の区域内にあるものにあつては次に掲げる基準に、防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものとし、4階以上の階を長屋の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。ただし、<u>それらの建築物のうち重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物で、準耐火建築物であるもの又は政令第136条の2の技術的基準に適合するものについては、この限りでない。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(主階が避難階以外の階にある興行場等)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物は、耐火建築物、法第27条第1項の規定に適合する建築物であつてその主要構</p>

建築物，法第27条第1項の規定に適合する建築物であつてその主要構造部の性能が政令第110条第2号に掲げる基準に適合するもの又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。

(仮設興行場等に対する制限の緩和)

第95条 法第85条第5項若しくは第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等又は法第87条の3第5項若しくは第6項の規定による許可を受けた興行場等若しくは特別興行場等については，第5条，第6条，第10条，第11条，第19条，第22条，第23条第1項若しくは第2項，第24条，第26条第1項，第28条，第6章第6節若しくは第9節又は第7章の規定は，適用しない。

造部の性能が政令第110条第2号に掲げる基準に適合するもの又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。

(仮設興行場等に対する制限の緩和)

第95条 法第85条第5項又は第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等については，第5条，第6条，第10条，第11条，第19条，第22条，第23条第1項若しくは第2項，第24条，第26条第1項，第28条，第6章第6節若しくは第9節又は第7章の規定は，適用しない。